

(要約)

ソーシャルメディア法と例外状態
—グローバル化・デジタル化世界の構成的人権—

潘 敬瑩

本論文は、グローバルなソーシャルメディア空間におけるユーザーの実践を「構成的人権 (constituent human right)」という新たな概念を通じて分析し、国家主権とプラットフォーム権力の狭間における権利実現の論理を解明するものである。グローバルなソーシャル・メディアの普及に伴い、プラットフォームが地政学的紛争、選挙の公正性、公衆衛生といった複雑な政治的課題に対して責任を負う機能を担うようになった現状が確認される。これにより、コンテンツ・モデレーションは、もはや単なる一国内における個人の言論の自由の問題に留まらず、国境を越えた人権問題へと変容し、さらには従来の国家概念そのものに根本的な衝撃を与えていることが指摘される。

「序論」では、ガザ紛争と TikTok をめぐる事例分析を通じて、国家中心の伝統的な権利理論の限界と、新たな権利概念の必要性が説かれる。2023 年のガザ紛争において、TikTok は国際司法裁判所 (ICJ) での証拠として機能する一方で、アメリカ政府による TikTok 禁止法の対象となった。他方で、Facebook 等のプラットフォームでは、政府からの非公式な圧力による「付随的検閲」が行われ、関連コンテンツが削除された。これに対し、ユーザーは絵文字を用いた削除回避や、他のアプリへの集団移行 (「TikTok 難民」) といったデジタル抵抗を展開した。これらの実践は、権利が国家やプラットフォームから付与されるものではなく、ユーザーの構成的実践を通じて現象学的に実在するものであることを示している。本論文は、この権利を憲法制定権力の概念と接続し、国家主権とデジタル技術が交錯する領域における「構成的人権」として提起する。

第一章「憲法制定権力から構成的人権へ」では、憲法制定権力の概念が歴史的にいかに変容し、現代のグローバル・デジタル環境において構成的人権へと再定義され得るかが論じられる。

まず、第一節「憲法制定権力の歴史経緯」において、憲法制定権力と制度化された権力のパラドックスが確認される。シイエスがフランス革命期に提唱した憲法制定権力は、いかなる実定法にも拘束されない絶対的な国民の意志とされた。しかし、革命後の法実証主義 (ケルゼン) はこれを法思考の外部へ排除し、決断主義 (シュミット) は例外状態における主権者の決断として再解釈した。戦後の憲法学は、シュミット理論への反省から、法的道徳的自由主義に基づき、憲法制定権力を司法審査などの制度化された権力の中に吸収・希釈し、法の支配による統制を図ってきたことが指摘される。

次いで、第二節「ポストモダンの憲法制定権力理論」では、グローバル化に伴うアイデンティティの流動化を背景に、従来の自由主義的アプローチの限界が検討される。ロールズらの政治的自由主義は、対立を合理性によって解決しようとするが、これは必然的に「非合理的な者」を排除する新たな境界を生み出す。これに対し、闘技的民主主義 (ムフ、ラクハウ) は、「人民」とは実体ではなく、政治的な節合の結果として事後的に構築される「浮遊するシニフィアン」であると提示する。また、関係主義的な憲法制定権力論 (ラフリン、リンダール) は、憲法秩序を事実性と規範性の弁証法的関係の中で捉える。これらの理論に基づけば、憲法制定権力とは、閉じた秩序を強要する力ではなく、社会の分裂と対立を開かれたまま保持し、包摂と排除の境界線を常に問い直す能力として再構成されるべきことが導かれる。

さらに、第三節「グローバルの構成的人権」では、ルーマンのシステム理論を援用し、国家中心主義からの脱却が図られる。システム理論によれば、憲法は国家に限らず、経済やメディアなどの社会サブシステムにおいても、その自己増殖を反

省的に制約するメタ・ルールとして機能し得る（自己立憲化）。トイブナーは、この文脈において基本権を再定義する。彼によれば、生身の人間は社会システムの環境に過ぎないが、人間からの攪乱こそが自己立憲化の潜在能力を生み出す。ここでいう「人権」とは、コミュニケーション・マトリックスの全体化傾向に対し、生身の人間（身体と精神）の完全性を守るための否定的境界として機能する権利である。これは、国家モデルの論理を社会全体へと拡張し、グローバルな公憤を契機として、越境的な人権を法的視野へと導くものである。

最後に、ラディカルな権利理論の視座から、デジタル時代における「剥き出しの生」の変容が分析され、国家中心的な国際人権保護の死角が明らかにされた。人権概念の普遍性は、逆説的に特定の集団を排除してきた。アーレントやアガンベンが指摘するように、国家の保護を失った難民は「剥き出しの生」となり、権利を剥奪された存在となる。しかし、現代の「TikTok 難民」は、受動的な剥き出しの生とは異なり、デジタル空間からの追放を示唆されながらも、インターネットを通じて能動的に代替手段を模索し、抗議の機会を勝ち取る主体として現れる。以上の分析から、本章は、構成的人権が（１）国家の「国民」、（２）プラットフォームの「ユーザー」、（３）制度から排除された「生身の人間」という重層的アイデンティティの間に生じる埋めがたい隙間から生じると結論づける。この隙間における包摂と排除の動的な緊張関係こそが、国家主権とデジタル主権の狭間において、権利を構成的に生み出す原動力となるのである。

第二章「例外状態：グローバルなデジタル権利に対する制度的保護の死角」では、デジタル技術とグローバル化が国家主権の構造をいかに変容させ、既存の制度的権利保護を機能不全に陥らせているかを、理論的かつ実証的に分析する。

第一節「変容された主権の概念」では、まず情報支配社会における主権の再定義が試みられる。現代における主権者とは、シュミットの例外状態の決定者である以上に、「インターネット上の情報を意のままにできる者」として現れる。ブラットンが提唱する「ザ・スタック（The Stack）」の概念に基づけば、現代の地政学的秩序はウェストファリア的な水平的領土分割から、惑星規模の計算インフラが積層する垂直的統治構造へと移行している。この構造において、国家主権は絶対的な最高権力ではなく、クラウド（Google 等の巨大プラットフォーム）と並列する一アクターとして相対化される。クラウドは、ID 管理やセキュリティ提供といった国家機能を代替し、ユーザーに対してクラウド国家として振る舞う一方、国家はクラウドのプラットフォーム（インフラ提供者）となる。この構造的競合において、ユーザーは市民とユーザーという二重の属性を持ち、国家法とプラットフォーム規約という競合する主権下で量子重ね合わせ状態にある。ユーザーの力は、この二つの論理の矛盾から生じる「偶発的な主権」として行使される。さらに、ブラットンがアガンベンを参照して論じる包領(enclave)と飛び領土(exclave)の概念を援用し、プラットフォームの二重属性が分析される。プラットフォームがクラウド主権と他国国家主権の二重の圧力を受ける現状において、制度化された権利保護は機能しにくくなっている。

第二節「例外状態における権利の一時停止」では、国家主権内部に生じた「デジタル包領」に対する免疫反応としての例外状態の恒常化が論じられる。エスポジートの免疫パラダイムに従えば、国家は外部からの脅威（デジタル空間における他国の影響力）を排除するために、自らの内部に微量のウイルス（国民の権利を制限する大規模監視など）を取り込む。パトリオット法や TikTok 禁止法は、安全保障を名目として基本権を制限するこのパラドックスの典型である。例外状態における権利の「一時停止(suspend)」は、以下の四つの局面で顕著に見られる。第一に、戦争（ウクライナ侵攻やガザ紛争）におけるハイブリッド戦の一部としてのプラットフォーム統制である。国家やプラットフォームによる検閲やアクセス遮断が、物理的戦闘と並行して行われている。第二に、パンデミックにおけるナラティブ・コントロールである。ワクチンに関する情報の検閲圧力や、公衆衛生が地政学的対立に巻き込まれた。第三に、緊急事態におけるインターネット遮断の常態化である。世界各国において、暴動鎮圧やテロ対策を名目とした通信遮断や特定アプリの禁止が実施されている。第四に、選挙という「制度化された例外状態」における介入である。トランプ氏のデプラットフォームやルーマニア大統領選における TikTok 介入疑惑に見られるように、選挙の公正性を担保するための戦術的民

主主義的な措置が、プラットフォームへの介入を正当化している。

さらに、アメリカにおけるジョーボーニングの問題が分析される。憲法修正第1条の制約を回避するため、政府は国家安全保障を名目にプラットフォームへ圧力をかける。Murthy v. Missouri 判決に見られるように、司法による統制は困難であり、CISA（サイバーセキュリティ・インフラセキュリティ庁）による「認知インフラ」保護のドクトリンは、偽情報対策を政府による言論統制の武器へと変質させるリスクを孕んでいる。

第三節「恒常化されている例外状態」では、例外状態が空間的かつ時間的に拡大し、日常化している現状が分析される。空間的には、ポストコロニアルな文脈において植民地で行われていた「例外の支配」の実験が、グローバルなデジタル企業による権利侵害という形で先進国（グローバル・ノース）にも逆輸入されている。プラットフォームは、全人類を行動剰余の抽出対象として資源化する。このヒエラルキーの最底辺には、コンテンツ・モデレーションに従事する低賃金労働者や、生体情報の実験材料とされる人々といった「デジタル・ホモ・サケル」が存在し、人間の命そのものが剥き出しの生へと還元されている。これは、プラットフォームがクラウド借賃を徴収するテクノ封建主義の様相を呈している。時間的には、テロやパンデミックによる緊急事態が日常化し、平時と有事の境界が消失している。国家安全保障の論理は経済（関税）や移民管理（ビザ審査におけるソーシャルメディア履歴の提出義務化）へと無限定に拡張され、個人の認知までもが国家安全保障の最前線となる。国家が市民を「最も疑わしい存在」へと変容させ、全構成員を潜在的なホモ・サケルとするリスクを示唆している。グローバル化したソーシャルメディアが情報の壁を溶解させた今、国家によるエコーチェンバーの再構築は、主権概念の根本的危機を露呈させる。国民であることはもはや自明の保護を意味せず、国家主権は免疫不全のように、内部の健全な細胞までも攻撃し始めている。

小括として、主権概念が二重の危機に直面していることが総括される。第一に、クラウド主権による情報の論理の無限拡張がもたらす人権への脅威をもたらす。第二に、国家主権による安全保障を名目とした保護機能の停止と監視者への変貌である。包摂と排除が社会システムのメタコードとして機能する現代において、既存の制度的権利保護は限界を迎えている。問われるべきは、「誰が保護するか」ではなく、ユーザーたる個人がいかにして国家主権とクラウド主権の間で権利実現の主体となり得るかである。これこそが、次章以降で展開される構成的人権の概念的要請となる。

第三章「グローバル・デジタルな構成的人権」では、デジタル時代において個人が国家主権とクラウド主権の狭間で行使する構成的人権の理論的枠組みを構築する。

第一節「潜在的構成能力を有する人権」では、ラディカルな権利理論（ドゥズィーナス）とシステム理論の統合を通じて、新たな人権概念の基礎づけを行う。ラディカル権利理論において、抵抗権は唯一の自然権とされる。それは制度化された権利とは異なり、既存の法の外部に置かれながらも、その内部からの承認を希求する「権利を持つ権利（right to have rights）」の行使である（アーレント）。この抵抗は、法が規定する「人間」の境界線への異議申し立てであり、闘争的な普遍性を形成する。しかし、これらの議論は国家モデルの内部において展開される。一方、システム理論（トイブナー）は、人権を社会システムからの防御権（否定的境界）として捉える。主観的権利は法規範を創造する力を持つが、システム理論においてそれは社会サブシステムの自己立憲化（脱政治化）に帰属させられ、生身の人間の「意志」は相対化されてきた。本稿は、この二つのアプローチを統合する。システム理論が生身の人間のために確保したシステムには記述できない空白に、ラディカル権利理論が説く抵抗する意志を接続する。構成的人権とは、あらかじめ制度から付与されるものではなく、失敗した政治運動であっても「存在しない権利を主張することによって存在せしめる」という、不純な生成のプロセスにおいて実存する（ビョーロ）。実証研究においても、権利の実効性は制度的担保だけでなく、実践的な力の裏付け（組織化や動的解釈）に依存することが示されている。本稿における構成的人権は、国家中心的視点を超え、グローバル・デジタルの統治構造に対抗する実効的な人権として再定義される。

第二節「デジタル技術を利用する保護と抵抗」では、ユーザーがいかにしてデジタル技術を逆手に取り、公私権力に抵抗しているかを分析する。現状、国際機関（国連）、インフラ管理組織（ICANN）、プラットフォーム企業（Meta 監督委員会、分散型ソーシャルメディア）など、多層的な主体による権利保護の試みが進められている。しかし、これらは依然としてユーザーを保護の客体とするパターンリズムの域を出ない。それに対して、ユーザーの実践を観察すると、アルゴリズム的エージェンシーに基づく能動的な抵抗が見出される。クラウド労働者はアルゴリズムの逆利用（デジタル・ストライキ）により労働条件を改善し、デジタル活動家は検閲回避のための言語的ハッキング（隠語、絵文字）や技術手段による地理的制限の突破を行う。これらはデータの抗争的な政治であり、プラットフォームの搾取的メカニズムを運動のインフラへと再利用する戦略的実利主義に基づく。重要なのは、こうした抵抗が、原子化された個人を再び結びつける紐帯となり、新たな形の連帯を醸成している点である。日常的なアルゴリズム・ゲーミングを通じて蓄積された共有知は、将来的な政治運動の基盤となる潜在能力を秘めている。

第三節「グローバル・デジタル世界の構成的人権」では、なぜこのような抵抗が可能となるのか、その構造的条件と政治的含意を論じる。第一の条件は、デジタル技術の不確実性とプラットフォームの商業的論理である。AI モデレーションは確率論的であり、文脈理解において人間に及ばないため、必然的に解釈上の隙間が生じる。また、プラットフォームはネットワーク効果の最大化（情報量の増大）を志向するため、厳格な検閲に対するインセンティブを欠く。この技術的・商業的空隙が、ユーザーの抵抗を可能にする。第二の条件は、デジタル時代の主権概念の重層性である。国家主権とクラウド主権が垂直的に競合することで、その間にユーザーの偶発的な主権を行使しうる空白が生じる。例外状態の恒常化は、国家の統治能力を弱体化させる一方で、所属の不確実性を生み出し、国家権力に捕獲されていない外部における権利生成の契機となる。ネグリやアガンベンが示唆するように、この例外状態は生産的側面を持つ。それは主権者による決断の独占ではなく、マルチチュードの協働による法秩序の生成（ネグリ）や、所属の条件を問わない「到来する共同体」（アガンベン）への可能性を開く。国家主権は、特定の認知枠組みを普遍化し、「認識論的暴力」を通じて周縁化された集団を沈黙させることで、「国家エコチェンバー」を形成してきた。しかし、グローバルなソーシャルメディアは、このエコチェンバーを内側から溶解させる。第一に、情報の場所からの解放である。情報の流通は領土的制約を無効化し、国家の地理的管轄権の基盤を揺るがす。第二に、敵対性構築メカニズムの無効化である。国家による安全保障化を通じた敵の構築は、ソーシャルメディアの多元性によって独占が困難となる。第三に、表現における脱言語化である。視覚的・非言語的コミュニケーションや AI 翻訳の進化は、国家言語による意味の独占を解体し、言語と国家の結びつきを断ち切る。ここではユーザーは国家主権とクラウド主権の狭間を行き来する能動的な主体となり、しばしば自覚しないまま偶発的な主権を行使している。TikTok 難民のような抗議行動は、個人化され、かつ偶発的であり、動機は私的利益（娯楽の維持など）にあるかもしれない。しかし、国家が定めた境界を個人の欲望が乗り越えていくそのプロセスにおいて、この一見して脱政治化された振る舞いは、逆説的にも最も政治的な抵抗としての性質を帯びる。

第三章小括として、本章は、国家主権とクラウド主権の競合によって生じた主権の空白を活用し、個人が能動的に政治的空間を創出する営みとして構成的人権を位置づけた。この権利は、固定された法的地位から境界を問い直す動的なプロセスへの移行を意味する。個人は、国家の支配対象やデータの客体から、自らの生の形式を決定する構成的権利の主体へと再定義される。この転換こそが、国家中心主義的な国際人権論の機能不全を克服する新たな視座を提供するものである。

以上の分析から、本論文は「総括」として、デジタル時代におけるユーザーの主体性を二重の実践として総括する。すなわち、ユーザーは国家の法を利用してプラットフォームによるアルゴリズム的搾取に抵抗する一方で、デジタル技術を利用して公私権力による過度な監視に抵抗している。この緊張関係は、社会の動乱の源ではなく、むしろデジタル社会における自己修正能力の動力源と見なすべきである。

グローバル化とデジタル化が進行する現代において、権力の正統性の淵源は、マ

クロな視点からの国家を創立する憲法制定権力から、ミクロな個人の権利と利益へと移行しつつある。国家政治は領土支配を通じて物理的資源を包摂しようが、情報の伝播に関してはもはや独占的掌握を行えない。この事態は、人権＝国家、法によって規定される権利という長らく自明視されてきた認識に対し、根底からの変容を迫るものである。それは、今までの人権理論における未完の課題、すなわち「人間の条件」の一般的特性としての「生身の人間の権利」をいかにして実現するかという問いへの回帰である。

本論文は、この権利実現には公私権力や国際機関による規範的保障が必要であることを認めつつも、それらは間接的な手段に過ぎないと考える。より根源的に重要となるのは、個人が権利を実現していくための構成的実践の観察である。従来の人権理論は、「法の門前」に辿り着き、権利を享受しうる主体に関心を集めてきた。しかし、国家安全保障の恒常化に伴い、国家がデジタル技術を通じて国民を潜在的な危機として認定し、例外措置を発動する現在、既存の理論では対抗し得ない。学界における新たなデジタル権利の議論の多くは、既存の権利条項から演繹的に新型権利を導出する「規範をもって事実を審査する」アプローチに留まっている。しかし、新たな権利を確立する主張は、逆に「事実をもって規範となるものを審査」しなければならない。すなわち、現在のデジタル・プラットフォーム上での豊かな実践の観察を通じて、データポータビリティ権やアルゴリズムを知る権利といった一連の権利が、ユーザーの自発的な確立・保護を通じて現実的な基礎（構成的基礎）を有しているかを立証する必要があるのである。

権利の基礎が、規範的な基礎と実際の構成的基礎の両方を含んで初めて、我々は主権国家の権利理論を乗り越え、グローバルなソーシャルメディアの実践の中からデジタル権利を再発見し得る。この権利は情報の可視性を巡って展開される日常的な抵抗である。それは、政治的アジェンダを巡る大規模な抗議活動として現れることもあれば、アルゴリズムとの些細なゲーミングや、警告されたアプリをあえて起動するといった個人の選択として現れることもある。こうした日々の行動こそが、規範システムに柔軟性をもたらし、新たな権利生成の源泉となる。

結論として、グローバル法に着目する研究は、国家モデルへの過度な執着を超越してこそ、「誰が権利を守るのか」という問題から脱却し、人権の本質である「人間そのもの」への回帰が可能となる。国家政治による支配社会と、情報による支配社会の隙間において、閉鎖されない未来を模索すること。このような人権理論の更新が持つ意義は、重層化・流動化する社会的アイデンティティの中で、自己と他者の最大公約数(国籍等の属性)と最小公約数(人間であること)の双方を見出し、世界の多元性認識に基づき、同化が不可能な他者と対立しつつも、共存する可能性を探求することにある。